徳島県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年七月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地		の受理日	年月日
医療法人板東整形外科	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	板東整形外科ヘルパーステーション	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	訪問介護	平成三十一年四月二十五日	令和元年五月三十一日
社会福祉法人すだち会	徳島市大原町大神子一九番	羽ノ浦訪問看護ステーション	阿南市羽ノ浦町明見一三五番一	訪問看護	同二十二日	同二十三日
医療法人板東整形外科	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	板東整形外科指定通所リハビリテーション事業所	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	通所リハビリテーション	同二十五日	同三十一日